

令和6年度東京都税制調査会  
第2回小委員会

令和6年7月5日（金）15:00～16:43  
都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

【柳澤税制調査課長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
ただいまから令和6年度東京都税制調査会第2回小委員会を開催させていただきます。  
本日の小委員会は、既にお送りしております資料を参照いただきながら御検討いただければと存じます。  
なお、鴨田委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、土居委員は所用のため、本日は欠席されております。  
本日、諸富小委員長が所用により途中で退席される予定のため、池上会長に本日の議事進行をしていただきます。それでは池上会長、よろしく願いいたします。

【池上会長】 池上でございます。  
それでは、議題に入らせていただきます。議題（1）、税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方です。

それでは事務局から、論点及び資料の説明をお願いします。

【柳澤税制調査課長】 それでは、テーマⅠ、税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方の論点等について御説明いたします。

資料2の1ページを御覧ください。

論点は、生産年齢人口が減少する中、税務行政を持続可能なものとするために、税制・税務事務はどうあるべきかとなります。地方公共団体の税務職員数は、平成6年から一貫して減少しております。今後、生産年齢人口の減少が続く中、税務職員数の伸びは期待できない状況であり、税制・税務事務の在り方の見直しは急務と考え、危機感を持っております。

その認識の上で、検討項目といたしましては、一点目が税務行政を持続可能なものとするための方策、これまで実施した方策と今後の方向性としております。

二点目は、税の三原則「公平」「中立」「簡素」のバランスの在り方及び「簡素」の位置付けとしております。これまで「公平」が最も重要視されておりましたが、今回は「簡素」に着目して御議論いただければと考えております。

ここまでの総論的な部分になりまして、三点目からは各論的な部分で、簡素化の具体的な検討項目になります。三点目は、地方税の課税の在り方、賦課課税方式と申告納付方式としております。地方税の課税件数のうち9割以上が賦課課税ということに着目しまして、賦課課税方式中心の現状と申告納付方式の検討について御議論いただければと考えております。

四点目は、税制・税務事務の簡素化として、固定資産税（家屋）の評価方法と課税方式の見直し、個人事業税の認定業務と課税方式の見直し、個人住民税の課税方式の見直しになります。

これら①から④の4点の検討項目につきまして、御議論いただきたいと思います。

続きまして、資料2について、事前説明からの主な変更点と資料を1ページ追加しておりますので、御説明申し上げます。

まず5ページを御覧ください。「簡素」につきまして、行政側としての視点の「徴税费最小等」に赤枠をつけておりましたが、「徴税费最小」に限らず、「明確」、「便宜」などシンプルで分かりやすく、透明性が増すことが納税者にとってもメリットになることなどを踏まえ、「簡素」全体を赤枠とする変更を

行いました。

次に、8ページを御覧ください。

資料下段に点線で囲んでいる検討項目③の2点目になりますが、事前説明の際に、納税者の視点も検討する上では重要との御意見をいただきましたので、「納税者にも理解しやすい仕組み、納税者意識の涵養とともに」という文言を追加させていただきました。

12ページを御覧ください。

これまで国で検討された三つの評価方式について、メリットなどを示すことでそれぞれの違いを明確化いたしました。

16ページを御覧ください。

資料下段に点線で囲んでいる検討項目④の2について、個人事業税に関しましても申告納付方式への見直しを御議論いただければと考え、三点目に業種認定の廃止及び事業認定の簡略化に伴い、賦課課税方式から申告納付方式へ見直しを図ることは妥当かという検討項目を追加いたしました。

最後になりますが、19ページを御覧ください。

事前説明において、委員から業種認定を廃止した場合の事業者の規模等について提示いただきたいとの御意見を踏まえ、こちらの資料を追加しております。簡単に資料の内容を御説明いたしますと、資料の右側の事業者の規模（全国）は、令和4年度の個人事業税の納税義務者数では約119万人となっております。それに対し、所得税の事業所得と不動産所得における300万円以上の所得を有する者は約210万人になります。

なお、個人事業税における事業主控除額が290万円のため、300万円以上から集計しております。

事務局から論点及び資料の変更、追加の説明は以上となります。

**【池上会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました論点及び資料について御議論いただきますが、本日御欠席の工藤委員と佐藤委員から事前に御意見をいただいております。事務局から御紹介をお願いします。

**【柳澤税制調査課長】** 工藤委員、佐藤委員から御提出いただきました書面につきまして、テーマⅠに関して、基本的にそのまま読み上げさせていただきます。

まず工藤委員です。

所用により第2回小委員会を欠席しますので、要点のみになりますが、書面にて意見を申し上げます。

1、「簡素化」は重要。システム化、特に今後デジタル化やA Iの活用等が増加することが予想されるが、その方向性とも親和性が高い。固定資産税の評価においても、「簡素化」は重要。

2、個人事業税については限定列举方式には限界がある。今後、従来のスタイルに合致しない業種も増えることと予想されることから、業種のタイプで幾つかに分ける可能性はあるものの、簡便な方式にしていく必要がある。現在は使われていないが、イタリアでは過去に個人事業税（地方）を外形標準課税として課税していたことがある。経済活動に使用している不動産の価値で換算していた。それ自体にはいろいろな課題もあったが、外形標準課税（公共サービスへの対価）という考え方は有効かもしれない。

3、申告納付への流れは必然。ただし、納税者の負担は増えるため、必要がある納税者へのフォローは必要。イタリアでは、CAFという組織（半官半民）が申告のフォローをすることで、電子化100%（受付ベース）をすぐに達成した。

ここまでの工藤委員の発言になっております。続きまして、佐藤委員になります。

所用により第2回小委員会を欠席しますので、書面にて意見を申し上げます。

固定資産税について、簡素化を重んじるのであれば、事業用資産同様、家屋（自宅・事業用）の取得価

格を課税の初年度の基準として、減価償却（例：30年で価値が5%まで低下）を適用して評価額を減価させていくのが一案。他方、正確性を重視するならば、固定資産税の土地・家屋を統合した上で帰属所得を算出して、これを課税ベースとする。土地が区分所有になっており、賃貸も多いマンション等の共同住宅では適用が比較的容易かつ妥当かもしれない。

個人事業税について、個人住民税との二重課税になっていること、課税対象が限定されていることから廃止して、個人住民税の中で課税を完結させることもあってもよいのではないかと。

徴税コストに比べ税収の少ない税目については、簡素化の観点から廃止して税目を減らすことも検討する必要があるのではないかと。

以上でございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいま御紹介いただいた意見がございましたが、今日御出席の皆様から、御意見をいただきたいと思っております。御意見のある委員は御発声をお願いします。また、オンラインで御出席の方は、画面に向かって手を挙げていただければ指名させていただきます。いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

**【金井委員】** ありがとうございます。3ページで自治体の職員数が全体として減り、しかし底を打って少し戻っているが、税務職員は減る一方であるということです。一つ目の質問は、東京都でも同じことなのか。

二つ目はこれをどう解釈するのか。というのは、一般的な持続可能性の問題とは別に、自治体はそもそも税務職員に人手を割くこと自体にあまり意味がないと相対的に思っているのではないかと、少なくとも組織機構定数・人事当局はそう考えているのではないかと、別の論理が作用しているのではないかと。つまり、自治体が振り向けるべきは、対人社会サービスとか増えつつあるより重要な仕事であって、税務のような、言わば住民サービスに直接には寄与しないものには、人的資源配分の価値を置きたくないということが表れているのかなという気がしています。税務職員への人員要求がなぜ失敗しているのか、もっと言えば人員要求をそもそもしているのかということについて、教えていただければというのが二点目です。

三点目は、マクロ的に人員の数を抑えますと、結果的に行政の仕事は、あまり手間をかけなくなるのですよね。これはもう制度がどうあろうとルールがどうあろうとそうなるので、実質的に人員数にキャップをはめていくと、必然的に運用は簡素化すると。ルールが細かくて、いちいち付き合っていられないということにいずれなるので、そういう意味では放っておいても総量規制をしていけば、固定資産税もそのうちもうやっつけられないという話になり、ごく自然に簡素化していくのではないかと気がするのです。ただそれはどこから簡素化するのか知りませんが、マクロ総量規制がそれなりに意味がある、簡素化することは要するにそういうことだという意味で言えば、このマクロキャップ、総人員の限定をすること自体が言わばそういう意思を全ての地方自治体は持っているのかと読めるので、その辺、都庁自体はどう考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

**【池上会長】** ありがとうございます。

三点質問がございました。まず税務職員が減っていることについて、資料に示されているのは全国統計ですが、都も同じ傾向にあるのかというのがまず一点です。これについていかがでしょうか。

**【柳澤税制調査課長】** 東京都全体で申し上げますと、定数ベースで言うとたしか近年は職員数が増加している傾向にあると思います。一方、東京都主税局におきましては、定数ベースで申し上げますと近年も微減ということで、ずっと減少が続いているという状況でございます。

【池上会長】 二点目の御質問は、税務職員が減っていることの意味、つまり他の対人社会サービスをはじめとする都民向けサービスに直接携わる職員の方を重視しているだろうかという御質問でした。この点についていかがでしょうか。

【金井委員】 総務局の意思をここで聞いてもしょうがないのですが、主税局は要求しているが、全く相手にしてもらえていないという状態だとすると、やはり都庁といいますか官房としては一種の政策判断をしているわけですね。こちらよりは、それが保健所なのかどうか知りませんが、どこかに割り振りたいという、そういう意志だと思っていいいのかという質問です。

【柳澤税制調査課長】 なかなかお答えしづらい面があるのですが、主税局としては必要な業務量があれば当然定数の要求をしているという状況にあると認識しております。ただそこで、ついていないというところをどう判断するかというところは、一つ考えられるとは思いますが。

【池上会長】 ありがとうございます。

今聞いていて思ったのですが、追加で申し上げますと、仮に人員が減っていつていることにより、今ある税制の下での税務行政が滞るとか、そのような支障が実際に生じているのでしょうかということです。そこは非常に興味があるのですが、いかがでしょうか。

【柳澤税制調査課長】 現状は滞っているということはないと認識しております。

【金井委員】 もちろん建前で駄目だと言えるはずがないのですが、現実の力のエフォートは限られているので、税務調査をどこまでの深さでやるのかという点は、次第に緩くなり、結果的に簡素化になっていく。ただ、これが公平な簡素化かどうかは分かりません。特定の人だけ厳しく調査されて、大半の人が見逃されているということでは、あまり公平な簡素化ではないかもしれないですが、普通に考えれば現在までは濃厚にというか、慎重に調査していたのが、もうこれ以上は無理だと徐々になるのではないかなという気はします。

【池上会長】 三点目の御質問ですが、いわゆるマクロ総量規制、つまり全体にキャップをかけて人手を減らしていけば当然、労働量が減っていくので、必然的に簡素化が強いられることになるのではないかと御質問です。これは質問というか予想というか、人手が足りなくなるおそれがあるので、簡素化を強えられる場合に、簡素化する優先順位を決めなくてはいけないということになるが、どこから簡素化していけばいいのだろうかという議論をしてほしいということでしょうか。

【柳澤税制調査課長】 それも一つの考え方として御議論いただければと考えております。

【池上会長】 それでは他に、追加でも結構ですし、委員の皆様から御意見いただければと思います。御意見、御質問いかがでしょうか。

どうぞ、関口委員。

【関口委員】 御説明ありがとうございました。また、私が依頼した最後の資料をお作りいただいて、ありがとうございました。

この関連で、資料2の15ページのところで、国に対する要求事項の中での記載事項に関してお聞かせください。何かというと、今回所得税を準用して事業所得と不動産所得のやり方を使いながら事業を捕捉していくというスタイルを取られたと思うのですが、要求事項の方をよく読むと、「事業所得又は不動産所得」という書き方になっているのですが、この「又は」と、今回両方にしているのと何か違いがあるかどうかを、一つ目お聞かせください。

二つ目は、個人事業税に関して、先ほど工藤委員もおっしゃっていた観点だと思うのですが、前回の自動車税でも私は申し上げていたことで、課税根拠との関係を踏まえながら話をしていくことが、まずもつてあるだろうと思っています。つまり、事業活動と関連する公共サービスへの対価といった課税根拠を踏

まえて議論をしていくというスタンスが、明確になっているとよりいいのかな、という気がしました。

三つ目ですが、他の税との重複という観点も、課税根拠との関係でどう構築をするのかということとも関わるところだと思いますので、その点も申し上げさせていただきます。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。一点目は質問ですね。これは15ページに出ている東京都や下の九都県市の要望にある「事業所得又は不動産所得」という考え方の「又は」に何か意味があるのかという話です。これについてはいかがでしょうか。税制部長。

**【辻谷税制部長】** ここで「又は」という言葉を使っておりますが、事業所得あるいは不動産所得のどちらか一方でも有すれば、それは全て捕捉したいという趣旨で言っておりますので、今回資料で追加させていただいた19ページのように事業所得、不動産所得どちらかを有していれば課税対象としたいという意味では、同じ考え方ではないかと考えているところでございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

二点目は課税根拠ということになると、これは工藤委員の意見にもあったのですが、個人事業税も法人事業税も、事業税ですから、先ほど佐藤委員の意見書にもございましたが、個人住民税と重複しているかどうかという問題ですね。その問題が出てくるということは、逆に言うと法人住民税と法人事業税の関係というのと平行なのだろうと思っております。この問題はこれまで都税調でも、事業税の方が比較的応益課税的な根拠が強いという議論をしてきたので、その点は過去の報告もしくは意見も改めて確認させていただきたいと思います。個人事業税を論じる場合にはそのような点も重要なだろうと伺っていて思った次第です。

それから三つ目は他税目との重複というのは、実は今言ったことに重なってくるので、課税目的が同じもの、課税根拠が同じものが二つということではなくて、それが違った観点から結果として同じような課税ベースに課税することもあり得るものですので、他の税目との関係も、課税根拠との関係を十分に考えながら議論を進めていきたいと思っております。

それでは、他にはいかがでしょうか。高端委員、どうぞ。

**【高端委員】** 固定資産税の簡素化のところですが、都税調でも過去に、評価方法が複雑かつ精緻過ぎて納税者にとって分かりにくいと、簡素で分かりやすい仕組みとする方向で見直しに取り組む必要があると報告しているわけですね。今回恐らくこれよりは踏み込んだ書きぶりをするのか、あるいはできるのか、ポイントになってくると理解しています。

その際に、私自身が固定資産税の賦課徴収に関して研究をしてきたわけでもないのですが、この資料による問題提起では、これは固定資産税の話だけではなくて個人事業税も含めてですが、要するに租税原則、「公平」「中立」「簡素」という三つがあり、どれかを尊重すると別のどれかが損なわれることもあるということ、例えば固定資産税の話で言うと、簡素化をすることで公平性が損なわれる可能性があることが示唆されていると思うのですが、これは実際のところどうなのでしょう。

つまり、現在の再建築価格方式が歴史的には公正公平で最も適正だという見方もあるわけですが、一方で、市町村で家屋の評価を担当する職員には、大体の場合そこまで高度な建築の知識はなく、不動産取得税の評価調書等を資料にしながら現地調査はするが、そこまで綿密に調査することなく評価を決定するという状況で、本当に公平性を担保できているのか。これは特に、納税者の観点からして、逆にこの複雑な現在の手法が不公平感を生んでいるという面もあるとは思っているのですが、特に公平性と簡素性との関係で現在の固定資産税を我々はどう評価するかをきちんとまず定める必要があると感じているのですが、その辺はいかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。

これは事務局というよりは、委員の間で意見がどうなのかということです。つまり、再建築価格方式で評価されているものに対して、例えば先ほども佐藤委員の文書の意見にもありましたが、取得価格でかけるという考え方もあり得るわけです。ではどちらが公平なのかということですね。実際に、例えば消費税は取得価格にかかっているもので、それで公平だと言っているのであれば、固定資産税だって公平だと言っているのではないかという考え方も当然あり得る。しかし、固定資産税はこれまでずっと資産課税の見地から研究がなされてきたので、再建築価格の方が公平なのだということだったが、その根拠はどうかということなんです。取得価格の方が簡素かつ公平なのであれば、その方がいいのではないと言えるが、取得価格よりも再建築価格の方が公平であれば、簡素ではないが公平だから重要だという言い方も可能なのかもしれません。

これについては皆さんの御意見はいかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 皆さんが黙っているので時間つなぎですが、昭和36年段階のあまりマンションもない時代であれば、再建築価格方式というのはあったのだらうと思います。しかし、現在、最も分かりやすいのが当然、取得価格、直近の取引価格となるのは、資産税としてはあるのではないかと思います。ただ、値上がり、値下がりした場合はどうするのかという話と、それからもう一つは、ずっと昔から持っているものの評価額があるので、評価方式を変更した場合の評価額の変更はどうか、という移行措置の問題です。それから、過去の固定資産税の評価価格をずっと引きずっている人と新しく買った人の、別の意味での移行過程における公平性の話が出てくるとは思います。なので、幾つか実行するには難しい点はあるし、その点でまた手間がかかることにはなるとは思います。以前の議論でもあったタワーマンションにおける再建築価格は、上の階の方が高いのに、全く実態に合わないというのは、もはや不公平であることは間違いないわけで、現状でもかなり不公平がある。このことからすると、取得価格なのか取引価格なのかというのはもちろん、そちらの方が筋はいいとは思いますが、本当に手間をかけずに実行できるのかです。膨大な不服審査が出るなどクラスアクションが起きれば、かえって人手を取られて、およそ簡素とは逆に、大変なことになりかねないという気はするので、移行措置などを考えると、二の足を踏むのではないかなという気はします。

【池上会長】 ありがとうございます。

資料の12ページに、いわゆるオルタナティブといいますが、他の選択肢として三つの方式が示されています。右に示されているのが取得価格方式で、最も簡素ということでここに出されております。そうした場合には、移行過程の問題もありましたが、ではそれが、そもそも公平なのかどうかも含めて、皆さん御意見いただければと思います。いかがでしょうか。オンラインからでもどうぞ。もし現時点で特別御発言がないということであれば、少し後回しにしてもよいですが。

私も別の研究会で固定資産税、特に今お話が出ましたマンションに関する勉強会がありまして、全く同じ造りのマンションでもどの会社が造っているかによって値段が大分違うケースがあるという話がありました。いわゆるトップ4という事業者があるのだそうで、そこが造っていると同じ造りでもすごく高い。いわゆるブランド力がある。そうすると当然、再建築価格は同じだが、取得価格はすごく高い。ではそれを買う人は、ある意味、租税負担能力、担税力があるのだらうと言った際に、では、それに対して固定資産税を高くかけていいのか。固定資産税に関して応益課税の議論があるわけですが、そういったときにブランド力のある事業者が造ったものを買った人に、多くの租税負担を固定資産税として負担していただいているのだろうか、そのような論点がまずあります。

そういうことも含めて委員の方々から御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。今のところ御発言がないようであれば、再建築価格方式を守るべきだという発言も出てこないところもありますので、報告を作る上でどう考えなければいけないかという方向もございますが、一旦この点は後回しにして、別の論点も含めて固定資産税以外の部分についても御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。沼尾委員、どうぞ。

**【沼尾委員】** ありがとうございます。今日の資料に掲載されているものとは、少し観点がずれてしまうかもしれませんが、固定資産税その他に関して、課税免除や不均一課税をそれぞれの自治体で入れているものがあると思うのですが、自治体が独自に入れているものではなくて、法律で規定されている、あるいは国からの通達か何かで特定の産業政策的な目的や社会政策目的、あるいは負担の均衡などを考えて軽減するといったようなことがあります。

例えば物流を効率化するために特定の倉庫に関して、固定資産税の一旦の軽減という仕組みが国から来て、一旦それを自治体が入れてしまうと、その政策自体がもう既に時代に合わないものになったとしてもずっと残り続けるということが結構山のようにあります。簡素ということを考えて際に、先ほどデジタル化という話もありましたが、過去の政策目的のために入れている多くの軽減であるとかあるいは不均一な課税の仕組みみたいなものを、本当は整理する、見直すということも非常に大切なのかなと思っています。

評価方法や課税方法自体を見直すことも大切だと思います。ただ、負担を増やすことになるので、なかなか手をつけにくい領域ではあると思うのですが、何か政策税制的に入れているものについても、もう一度見直すという視点があってもいいのかなということで、補足でコメントさせていただきました。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。

いわゆる地方版の租税特別措置の整理、合理化ということです。縮減、廃止ということだと思いますが、例えば固定資産税に限らないのですが、地方税に関して政策減税的なものは、時限立法というのか時限条例というのか、そういう形にはなっているわけですね。その辺、どうなのでしょう。

税制改正担当課長。

**【岸税制改正担当課長】** 税制改正担当課長の岸と申します。

おっしゃるとおり、あくまでも政策目的を達成するために期限を区切ってやっているというのが基本になります。一部期限を区切っていないものもありますが、基本は期限を区切ってやると。都の政策を支援するため、都独自でやっているものがありますが、毎年期限切れのタイミングでそのときの都の政策や社会経済状況、財政の状況などを総合的に勘案しながら、制度を続けるのか、対象を見直していくのか、縮減、廃止するのかというのを決めているという状況でございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。

恐らく、政策減税が時限つきの場合、例えば5年であれば、5年で廃止と、きれいになるケースも当然ありますが、実際には延長、あるいは再延長ということもあると思うので、実態として減税措置の数が増えているのか、あるいは減っているかどうかは分かりませんが、全体としてそういう措置あるいはそれによる減収額が、恐らく推計されていると思いますので、どう推移しているのかということが分かるかと非常にありがたいです。どこかに出ているのでしょうか。

**【岸税制改正担当課長】** 都の行っている個別の政策税制で、それぞれの影響額というのは当然把握してございます。また、増えているか減っているかということと言うと、もちろん減るものもあるしその都度増えていくものもあるので、一概に一貫して増加しているとか、減少しているというのは、なかなか明確なお答えは難しいのですが、都税に限らず、国の政策で行っているものについても、期限の到来に伴

ってなくなっているものがあるというのは事実です。全てが全て継続しているというものではございません。

【池上会長】 ありがとうございます。

この点も含めましてこの税制、税務行政、それから税務事務の在り方について、御質問、御意見ございましたら。よろしいでしょうか。先ほどの固定資産税の関係についても、また御意見ございましたらどうぞ。

金井委員。

【金井委員】 全く違う話かもしれないけれど、結局今回は持続可能性というか職員が確保できないという問題に関してだと思っておりますが、要するに簡素化するとどの程度人手は浮くのですかという情報を少し教えていただければと。それがないと、いろいろやり方を変えた挙げ句に、また難しくなって結局人手がかかるかもしれません。移行措置に人手がかかるだけではなく、例えば取得価格方式に変えればそれはそれでまた大変だという話になったらどうするのかと。あるいは租税特別措置的なものは面倒くさいけれど、人手にはあまり影響しないという話なのか。要するに実際問題どの程度面倒くさい家屋の評価に人手を取られていて、これがなくなればどれくらい浮くのかという話が私的には興味があるのです。少なくとも、持続可能性という論点から言うのであれば本当に人手は浮くのですかという話は、後で調べていただければと思います。既にデータがあれば教えていただければと思います。

【池上会長】 現時点で何かありますか。

【岸税制改正担当課長】 数字的なもので今お答えしていくというのは、なかなか難しいですが、家屋評価の実務を20年近く前にやったことがあります。例えばオフィスビルが建った際にどういう評価をするかについて、先ほど高端委員からお話がありましたが、やはり建築の知識は当然税務職員にはなかなかない中で、もう本当に山のように建築書類を借りてきて、現地調査も御協力が得られれば、何万平米とあるような建物も隅から隅まで現地調査を行い、書類の隅から隅まで見て、それこそコンセントの数から電球の数まで数えて評価をしていくというのが現在のやり方です。建物の規模によりますが、1棟を評価するのにそれこそ数か月かかるというようなものも、都心のビルではございます。それは個人の住宅とか規模の小さいものであればそこまでかからないのですが、やはり納税者に連絡を取って現地を見せてもらって書類をお借りする手間もかなりかかります。それが取得価格方式で購入価格が分かればそれで評価していいのだとなれば相当数、定量的な数値というのは持ち合わせていないと思いますが、かなりの手間の減少にはつながってくるかと思えます。

【池上会長】 ありがとうございます。

この点でもあるいは他の点でも何かございましたら。阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 阿部でございます。ありがとうございます。

私は昨年度の小委員会で御報告させていただきまして、家屋の評価方法についても若干調べましたので、意見というかコメントをさせていただければと存じます。

先ほどの議論の中で、簡素化という問題が出ておりました。簡素化という概念は、「公平」「中立」と並び、税制を構築する上で非常に重要な課税原則であります。簡素化という概念それ自体は、納税者側の便宜、行政の徴税コスト削減などの観点から重要な意義があると思えます。今回の議論を伺っておりまして、行政側の簡素の視点到に重きが置かれているように思いましたが、それでよろしいでしょうか。納税者の観点からの簡素も非常に重要でありまして、課税要件の明確化につながるものと理解しております。

家屋の評価については前回発表させていただきましてとおり、再建築価格方式が判例でも合理性があることが示されております。ただし、特に大規模家屋については、調べたところ2年以上調査に時間を必要

とするといわれているように、人的及び時間的なコストを要することから、評価方法についての見直しの議論がされていたと存じます。

また、家屋の評価方法には、取得価格方式、広域的比準評価方式、平米単価方式といった方式がありますが、その中でも取得価格方式は、金井委員、そして池上会長から御説明がございましたとおり、非常にメリットがあると思います。

ただし、取得価格方式については、例えばマンション1棟の建築コストが同額である場合も、購入する際の取引条件の相違、あるいは当事者間の取引価格の値引きによって取得価格が一定しないといったことが生じることも考えられることから、取得価格の算定の際の公平性が課題として指摘されていたように思われます。

取得価格方式は、納税者にとっても簡素な制度であると思われませんが、それを申告納付方式で行う場合、果たして納税者が適正な申告をすることが可能なかというところも検討課題になるようにも思われます。そういった意味で評価方法の簡素化、公平性の観点からどの方式が妥当なのかという問題を考えるとき、やはり再建築評価方式を基礎にした上で、徴税コストをいかに削減するかという観点から、議論することが重要であるように思われます。

また、AIの進歩もございますので、AIを活用した評価システムの構築により、こうした問題に取り組むことが、今後必要になるのではないかと思ったところでございます。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。

簡素化をどちらから見るのかということが最初の御指摘かと思えます。いわゆる、納税者から見た「簡素」と、徴税側といいますか課税庁側から見た「簡素」というのと、この二つが矛盾するかどうかというのはあります。この議論をする際のきっかけには税務職員の減少ということがございますので、確かに先ほどからお話が出ていますように、簡素にしないと税務行政ができないではないか、そのような必要性もあります。とはいえ、本来大事なことは、納税者側から見た「簡素」ということは「公平」「中立」「簡素」というなかでの論点であり、またアダム・スミスが言っている「明確」の原則もあるので、そのことも含めた「簡素」であるということです。ですから、どちらか一方だけを重視するべきだという話にはならないだろう。

それから取得価格は簡素かもしれないが、それなりに問題はあるだろうという点ですが、これもいろいろお話が出されているところです。今お話がありましたように、取得価格を採用した場合に、それが申告納税ときちんとなじむのかということですね。それから、確かに取得価格というのは取引のやり方によってかなり幅が大きく、先ほど私も発言しましたが、同じような造りのものでも取引の条件、あるいは誰が売っているか、買っているかによって大分価格が変動するので、それを公平と言えるのか言えないのか、そのような話になってきます。

費税の場合、それを公平だと言っているのだらうと思うのですが、固定資産税までそれを公平と言っていいのかどうか、そのような問題があって、それは当然論じなければいけないものだと、私も感じたところがございます。

この論点も含めまして、他の委員の方からも御意見いただければ。高端委員、どうぞ。

【高端委員】 最初から私が少し違和感を抱いているのは、金井委員の幾つかの御指摘にも関連してきているのですが、ここでの項目の立て方が税務行政の持続可能性と税制・税務事務の在り方となっており、要するに生産年齢人口が減少してきているから税務職員も確保できず、そうすると税務行政が持続可能にならないので、簡素にできないかという論の立て方になっているのですが、そこをメインに置くのがいいか

というところは、報告をまとめていく上で少し再考した方がいいような気がします。

つまり、とりわけ個人事業税の方に関しては、結果として簡素なものになるかもしれないが、これまで都税調でも基本的には公平性の観点から課題を挙げてきたはずです。また、東京都やその他の政策要求でも、公平性の観点から個人事業税の改革を言っているわけですよ。あるいは固定資産税に関しても、もちろん取得価格方式、つまり簡素化することが公平性を高めるのかどうかというところは、またいろいろ論点があり得ますが、もし現在の方式が必ずしも最も公平なやり方だと言えるわけでもないのであれば、簡素化だけをメインに置くのではなく、公平性と簡素さの、特に納税者の観点から見た結びつきなども念頭に置きながら、少し違う論点の立て方をした方がいいような気がしました。

以上です。

**【池上会長】** ありがとうございます。「公平」「中立」「簡素」と言った際に、最初に「公平」ということが置いてあるわけです。つまり、税制の公平性をメインに簡素も論じるというのが本筋ではないかと、そのような御指摘かと思えます。

私は税務行政の専門家というわけではないので、そちらを主体に置けと言うつもりはないのですが、最初の論点の立て方が「公平」という点を軽んじるという印象を持たれるのだということであれば、少なくとも今日は論点をもう出しておりますが、報告をまとめていく際には、そこを考え直さなければいけないという御指摘はごもっともです。そのような点も含め、今後議論をやっていければと思います。

**【池上会長】** 宮本委員、どうぞ。

**【宮本委員】** 先ほど高端委員から出た違和感と、それに対する委員長からのリプライというもの、両方よく分かりました。ただ、違和感という言い方でいいのかどうか分からないのですが、今回の議論は、簡素化という言葉の意味合いをどのように定義するかというところが、少しぼやっとしていたところがあったと思います。阿部委員の御発言に関わって言うならば、どちらの側からという言い方でもいいと思うのですが、一方において、簡素化というものを納税者目線というか、明確化というか、むしろ透明度、納得感みたいところで考えていくとすると、これは例えば税務行政のサイドで、制度の周知徹底であるとか、丁寧な説明であるとか、基本的な枠組みの広報であるとか、そこに多くの人員を割き、むしろそのような意味では負担が増していくということにもなるかと思うのですが、税務行政サイドからの業務の軽減ということと、納税者目線での簡素化というのはバッティングするというのも当然あり得るわけです。ただ、これまで固定資産税の現行方式をどうするかというところを中心に議論されてきたから、この点に関わってはもう少し調査方式も含めて、制度そのものを、行政的にも負担を軽くするような方向で改めることが分かりやすくなるということで、たまたま一致するわけなのですが、それ以外の分野では結構バッティングする部分も多い。

ただ、そこで公平を問題にしなければいけないのだというところに、いきなり持っていくと少し抽象的になりがちなので、事務局として、少子化の中で行政の持続可能性、それ自体は非常に重要ですが、行政サービスの構成といいますか、例えばどういう分野に、どれくらいの人員が割かれているのか、固定資産税の現行制度に起因する調査等が、ますます多くの人員を割くようになってきているのか、人員の経年的変化そのものは資料をお示しいただいたのですが、エビデンスベースに議論していくために、税務行政の人員でもいいですし、業務の構成の変化とか、その辺りを何か示す資料は、何かないかと思っていたのですが、いかがでしょうか。

その辺りから見ていくことで、望むべくは納税者サイドと行政サイドの簡素化が重なり合っていくことが大事だと思うのですが、場合によっては、緊張関係をはらむということも含め、税務行政そのものの構成について少し材料をいただけないかと。特に経年的な変化について材料をいただけないか。会計年度任

用職員がものすごく増えているのかもしれませんが、そうなってくると、担当されているお仕事の中身などにも関心が向くわけです。その辺り何か材料をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。今お話しいただいたのは、税務行政を行っている、例えば主税局の方々の中で、人が減っているというとき、どのような人が減っているのかということ。あるいは、どのような人は逆に増えているとか、そのようなところをもし示されると議論をしやすいという御要望かと思えます。

そのようなことは分かるのでしょうか。

【柳澤税制調査課長】 昭和の時代から見ますと、主税局においては徴収部門の職員数が大きく減少したという傾向はありますが、それ以降の時代については、この部門が極端に減りましたということではなく、全体的に同じような流れで職員数は減少しているという形になります。資産税部門や徴収部門など、近年は特徴的なところが減っているということを具体的に申し上げるのは難しいと思っております。

【池上会長】 グラフがあったと思いますが、地方公共団体というのは当然、都道府県と市町村を合わせているわけです。ではどちらが減っているのだというのが、まず一つある。つまり、御存じのとおり、東京都には特例もありますが、普通は固定資産税と個人住民税は市町村が徴収しているわけですので、そちらが大幅に減っているのかということ。あるいは他の税目なのか。あるいは課税なのか、徴収なのか、そのようなことが分かるとうれしい。そのような御意見だったのかなと思えます。

【柳澤税制調査課長】 都道府県と市町村で申し上げますと、どちらかが極端に職員数が減っているということではなく、傾向としては同じです。特徴的なのは、国税の方の職員数は減少率が非常に低いですが、地方公共団体では、都道府県も、市町村も同じように減少しているということだと思っております。

したがって、議論の参考となる数字は、なかなか申し上げるのは難しいと思っております。

【池上会長】 この点は、今、急に数字が出てくるわけでもないようですので、ここについては保留とさせていただきます、事務局と少し調整させていただきたいと思えます。

他に税務行政につきまして御意見はございますか。関口委員、どうぞ。

【関口委員】 公平性と簡素という観点に絞って、これまでの家屋の評価に関する歴史を少しだけ話しますと、これまでは公平性をかなり重視する形で、再建築価格方式を取り、徴税事務系の大半を課税庁にお願いする感じでやってきており、それを少し簡素化できないかという議論も、かつてからやってきました。つまり、再建築価格方式を簡素化することを考えた際に、取得価格であれば簡素であると同時にある程度の公平性が保てるのではないかということで、取得価格方式も議題に上がってきたと理解しています。

ただし、その取得価格の妥当性を担保する際に、事業者の取得価格の確からしさの担保と、非事業者、これは通常の個々人の取得価格の確からしさの担保という観点で捉えると、比較的事業用の方は、法人税との関わりもあって、ある程度担保できる余地がある。しかし、個人、非事業用の家屋に関しては、その確からしさの担保が極めて難しいので、なかなか取得価格方式の方は難しさがあると、今までは言われてきたと思っております。

ただ、これから考えた際に、例えばデジタル化等で非事業用の資産に関しても、ある程度その取得価格のものが捕捉できるようになった場合、現在の再建築価格方式の方法と、これからの取得価格が補足できる妥当性との関わりで議論になっていくような内容だと思えます。ですので、この論点は、非事業用の資産に関して、取得価格が果たして補足できるのかどうかにあり、それができれば、恐らく付随費用的なところが論点になってくるとは思うのですが、事業用と非事業用でそろえることができ、そのような意味で、公平性が確保でき、少し立体的な話になる。

更に言うと、ここは家屋の話をしてはいますが、実際、取得している際には土地建物を一体として取得す

るというパターンもあり、その案分をどうするのかという話も、消費税がない頃はいろいろ論点として上がってきていたと思います。現在は消費税を導入しているという意味では、それが正しいかどうかは私には分かりませんが、土地部分と建物部分を分けるという形で区分できなくもないことでもあると思うので、少しこの辺り、いろいろ土地建物を一体として捉えるという考え方もあるでしょうし、そうではなく、土地と建物を分け、現在のような家屋は家屋として考えるというところもあると思います。

そのような論点がこの簡素と絡んでくると、より一層複雑化するところがありますので、先ほどから、高端委員等がおっしゃっているとおり、あまり簡素を押し過ぎると、現在まで再建築価格方式をなぜ取ってきたのかというところが、少しぼけてしまうかもしれないので、慎重にその経緯を踏まえながら、取得価格を取るにしても問題があるし、取得価格を取るということは、やはり土地は土地の価格の変動を捉えるということをやりますが、建物に関しては、そのままであれば取得価格のところだけでやる、評価あるいは課税をしていくという感じにしているのかどうかなど、そういった意味で、いろいろ出てくることだと思います。

**【池上会長】** ありがとうございます。これまで再建築価格方式でやってきたものを、仮に、単純に取得価格に切り替えましようと言って、それでおしまいならばすごく楽なのですが、そう簡単にはいかないということで、検討すべき論点がいろいろまだある、そのような趣旨の御発言だったかと思います。

時間の関係もございますので、どこまで今期の報告に書けるのかということですが、ただいまいろいろ御発言いただきましたことを含め、少し考えさせていただきます。

部長、どうぞ。

**【筒井税制調査担当部長】** 時間が押しているのですが、事務局からも、一言。

先ほどから、簡素の位置付けについて話がいろいろと出ております。今回具体的に出している方策は、家屋評価の見直しと個人事業税と個人住民税ですが、それぞれ委員がおっしゃったとおり、他の文脈で、都税調の中で議論してきたもので、本来の流れは簡素化、行政にとっての簡素化ではありません。家屋評価であれば、分かりづらい現行の仕組みを、納税者の納得や理解が得られるよう変えていこうという話が前提にあり、個人事業税についても、新しい業種が、限定列挙になっているために課税されないのは、まさに公平の観点からどうかというお話があり、それを捕捉していくために、業種の限定や業種認定は、ない方がむしろ適切なのではないかという議論で、個人住民税については、現年課税を達成しようという流れの中で、仕組みを簡素化しながら、うまくやれば納税者の申告にできるのではないかというのが前回の小委員会での話でありました。

したがって、いずれも本来的には他の文脈の中できちんと書かれていくべきものなことだと思います。

今回、これに加え、新しい議論として何かできないかと考えた際に、労働力人口が減って、税務職員も減っていくのではないかと。それに対して何か考えられることはないかといった際に、今までやってきたような委託化とか、デジタル化とか、いろいろな方策があるかと思うのですが、税制調査会なので税の仕組みとして何かないのか議論をしたかったというところなんです。その際に、これまでやってきた議論の中から、そのような別の文脈で話してきたものがここで簡素化として取り上げられるのではないかと思います。提示させていただいたというのが、考え方でございます。

先ほどからあったように、簡素化のためだけにこれという議論はとてもないと思うので、その辺りのことを踏まえながら、報告の書き方については、先ほど会長からもいただきましたが、御相談させていただければと思っています。どうもありがとうございます。

**【池上会長】** ありがとうございます。今、事務局から御発言がございましたとおり、簡素化、ある

いは公平をめぐり、税務行政あるいは課税方式について様々な御意見がございましたので、それらを含め、今期の報告にどう反映させるかということについて、これから相談させていただきます。

金井委員、どうぞ。

**【金井委員】** 時間が押している上に、まとめのところ申し訳ありません。やはり簡素といったところが皆さんの違和感につながり、実際、5ページでも徴税費最小というコストの話と、それから納税者側の簡素の話は、少し違っており、やはり公平を満たすためにコストがかかると。そのコストが膨大だと、結果的には公平も満たせなくなりつつあるという中で、コスト負担が可能な公平性のために、もしかするとルール改正が必要になるかもしれないという流れのような気がするのです。

したがって、最初にお話ししましたように、現在のまま放っておいて、人数がなくなれば、現行のルールを手抜きで運用するようになる。現行のルールが仮に公平だとしても、運用上で不公正になるのはもう目に見えている。したがって、この際きちんとルールを変え、公正かつ費用が担保できるような形にしないと、恣意的に手抜きをするようになる。あるいは非常に長く時間がかかってしまう。実際、巨大なビルができると、それは非常に困難を来しているという観点で、簡素というよりは、もともとのコストといいますが、公平性と中立性を守るためのコストが払えなくなりつつあるという流れかなと聞いていたところでもあります。

また、もう一つの非常に大きな負担がかかるマンションや巨大ビルであれば、それだけを切り離すことができないかなと。要するに、高いものを建てた人ならば、その分、原因者負担金を取れないかと。負担金を取っても、税務当局に人手がなければ調べられないかもしれませんが、何か少しそこら辺も不公平だなと感じます。つまり、巨大なマンション、巨大なビルを建て、その固定資産評価コストを全ての納税者に広く負わせていると。要は原因者負担をしていないということ自体が、固定資産税的に言えば不公平だとは思いますが。それは今、余談ですが。

**【池上会長】** ただいまの御発言の趣旨も踏まえ、報告の方向については協議させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、本日、もう一つの論点に行きたいと思えます。本日のもう一つの論点は「ふるさと納税」、それから「企業版ふるさと納税」でございます。

これについて、事務局から論点、それから資料の説明をお願いします。

**【齋藤税制調査担当課長】** それでは、資料3、テーマII「ふるさと納税」「企業版ふるさと納税」について論点等を御説明いたします。

論点は、昨今の状況変化を踏まえ、これまでの報告をベースに、改めて「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」についてどう考えるかでございます。

資料の説明は、事前にお示ししていたものから変更した点を中心に行います。

まず12ページですが、ふるさと納税の指定基準の見直しに関する資料を追加してございます。基準への適合性に疑義が生じている事例とその見直し内容について3例紹介しております。(1)が募集適正基準の改正。(2)(3)が、地場産品基準の改正になります。

まず、(1)ポータルサイト等による寄附に伴うポイント付与に係る競争が過熱、に対しては、下の見直しの内容ですが、寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集を禁止としております。次に(2)返礼品の中に、区域内での工程が製品の企画立案等であり、実際の製造地は区域外であるものがある、に対しては、下の(2)製造者から、当該製品の価値の過半が当該区域内で生じていることについての証明がなされた場合に限定するとしております。(3)ですが、返礼品の中に、全国展開している宿泊施設や飲食店の利用券等、当該地方団体との関連性が希薄なものがある、に対しては、下

の(3)地域との関連性が希薄な全国展開しているような役務の提供は対象外としております。宿泊については、同一県内で展開している宿泊施設に限り認められます。なお、一人1泊5万円以下の宿泊、甚大な災害の被災地での宿泊は、限定の対象外としております。

次、最後のスライド、19ページになります。企業版ふるさと納税に係る議論をいただきたい主なポイントですが、従前は下の丸、「期限が到来することを踏まえ、今後のあり様はどうあるべきか」のみでしたが、その手前で改めて、「本制度の問題点をどう考えるか」という検討ポイントも設定させていただきました。企業版ふるさと納税については、この2点について御議論をお願いできればと存じます。

資料の説明は、以上です。

【池上会長】 それでは、ただいま説明がありました論点と資料について、御議論いただきますが、このテーマについても工藤委員、佐藤委員から御意見をいただいております。これについて事務局から紹介をお願いします。

【齋藤税制調査担当課長】 それでは、工藤委員の御意見から御紹介します。そのまま読み上げます。

ふるさと納税は抜本的な改革が必要。個人住民税は、住民が自治体の行政サービスの対価として負担すべきものであるため、寄附先にかかわらず、個人住民税といった地方税からではなく、国税から控除すべきである。例えばイタリア（ただし、欧州諸国には類似のシステムあり）では、国税である個人所得税の1,000分の8を宗教団体に、1,000分の5をNPOなどに、そして1,000分の2を政党に寄附できるが、個人所得税の申告時にその税額から引く形。

寄附先を指定することで、その額が寄附先に行くというもの（なので、厳密には控除ではない）。第三者を介さないため、今回のポイントのようなことがそもそも起こらない。

以上でございます。

次に、佐藤委員の御意見を御紹介いたします。

返礼品を伴うふるさと納税から多く受益しているのは都内の高所得層である。都内の個人住民税の負担に不公平があることを強調するべきではないか。返礼品を受け取る納税者については、特例控除を認めない、あるいは特例控除相当分の課税（税率は住民税と同じ10%）を、地方新税（法定外税）として課してはどうか。

以上でございます。

【池上会長】 ありがとうございます。それでは、このテーマについても御意見のある方は御発声をお願いします。オンラインで御出席の方は画面に向かって手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

松原委員、どうぞ。

【松原委員】 本日は遅くに入らせていただいたので、前半のテーマにあまり発言できなかったのですが、ふるさと納税に関しては、見直すべきという御意見に、私も基本的には賛成です。今朝、事務局にメモ書きでお送りしたのですが、実は私も工藤委員と一緒に、海外の事例を研究していた際に、かつて皆さんがおっしゃっていた官製株主優待のようなものという批判の文章を、英語で説明しようとしても理解されなかったことがあります。考えるに、やはり株主優待制度とか、そのような制度も日本固有のものであり、本来の法律の趣旨とは、必ずしもマッチしていなかったのではないかと考えることを思うと、ネーミングとしてはいいし、割と飛びつきやすいことは確かだったかもしれないが、もう少し地方創生との関係性について根本的に考え直す方がよいのではないかと感じております。

まとまっていないのですが、以上です。

【池上会長】 ありがとうございます。この制度について、根本的に見直す。確かに、日本ではもう

かなり、流行しているのですが、これは外国の人などになかなか説明しづらい制度なのです。そのような意味では問題が大きいのだらうと感じるところはございます。

他にいかがでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 松原委員から、あるいは書面でのお二人の委員からの御発言にあったように、ふるさと納税が地方税制の根幹といたしますか、行政サービスの対価としての税という基本を揺るがせていることは、もちろん否認しないと思います。それどころか、サイトの登録料と、それから返礼品の支出で、税の半分くらいが消えているというのは、非常にゆゆしき事態であろうと思います。また、地方の側も、必ずしもこれをうまく活用できているわけではない。どのように使えばよいのか分からず、取りあえず基金に積み上げているという自治体も少なくないと思っております。

ただ、他方で、特に都税調の報告にふるさと納税の問題を書く際に、そのような原理的な批判をただ展開するだけでは、パースウェイシブにならない部分があるのかなとも思います。といいますのも、やはりこのふるさと納税制度は、現行の地方税制、あるいは国税を含めた税制全体の問題の上に成り立っているというか、どのように表現していいか分からないのですが、様々な問題点を、いわばエネルギー源にして、このふるさと納税というものが展開されているように思います。

どのような問題点かという、まず基本的には、人口減少の中で、ますます都市、特に東京と地方の格差が開いている、ブラックホール自治体vs. 消滅可能性自治体のような構図の上に成り立っていると言えないことはないし、また先ほどから、この前の議題に関連して話題になっていた税そのものの信頼性、つまり、サービスの対価と言われても、どのようなサービスが自分たちのところに入ってきており、自分の税がどのように対価として機能しているかというのがピンとこない中で、ふるさと納税の返礼品の方がよほど対応関係が直感できるという、ある種のゆがみですね。

それから、更に言うならば、円安が続く中で物価高騰みたいなもの、先ほど佐藤委員から、高所得層を有利にしているという御指摘は、それはそれでそのとおりでと思いつつ、他方において昨今の返礼品の中身などを見ると、それこそトイレトペーパーといった生活防衛の日用品や中には、電力460kWなど、本当に生活インフラみたいなのが返礼品で入ってきて、それにお金を払っているという、何かよほど1対1の関係で、生活インフラを購入しているという感覚すら広がっているという中で、それはもちろん事実ではないわけですが、そのように見えるということは否定できない面があります。そのような意味で、現行諸制度の様々なゆがみをエネルギー源にしているという面をきちんと見て、そこにどのような議論を展開していくのかということが必要だろうなと思います。

そのような意味では、税制としてのゆがみに加えて、今申し上げたように、これがあたかも非常によい施策のように見えかねない一つ一つの要因に対して、都税調としてきちんと議論をしていくということに加えて、もう一つは、東京都の特別区の中でも、背に腹は代えられないという形で、ふるさと納税を始めている、返礼品を出し始めている自治体があるわけですが、そのような中でこれを一面的に、本音と建前の乖離みたいに見てしまうのではなくて、ある意味でこのふるさと納税を全面的に否定して、その廃棄を求めるといふことの前の段階で、少しこの仕組みを、より適合的、税制の本来の在り方から考えて、よりよい、よいというか、ましというか、そういったものにしていく努力というものも、同時並行で進められてよいのではないかと思います。

去年のこの議論で、私自身クラウドファンディングという言い方をしましたし、今度の事務局の説明にもありますが、例えば世田谷区が始めたふるさと納税の制度などを見てみると、寄附金の使途について、実に細かくメニューが作っており、20以上あったと思っておりますが、そうした中で、例えば、せたがや若者フ

ェアスタートという、養護施設等に入っていた子供たちのサポートの事業などでは、そのサポート一般の中だけではなく、何にお金を使っていくのか、給付型の奨学金とか、家賃補助とか、非常に細かく使途が明示されているのです。併せて狭義のふるさと納税にとどまらず、クラウドファンディングも同じページでできるようになっており、等々力溪谷の樹林保全のプロジェクトに寄附できるような形があり、寄附すると当初の目標の何%が達成されているかという辺りも明示されるようになってきているということで、こうした工夫というのは、それなりに評価されているのではないかと思います。

これを都税調の報告としてどう位置づけていくのかというのは、なかなか難しいとは思いつつ、オール・オア・ナッシングの議論にはせずに、そうした苦肉の策と言わなければいけないかもしれませんが、そのような工夫なども一応紹介し、評価していくというところもあってよいのかなと思います。

少し長くなりました。すみませんでした。

**【池上会長】** ありがとうございます。これまで、一昨年も昨年も議論はしているのですが、ふるさと納税について、現在のままでいいのだと思っている委員はいないように思います。ただ、そこからどこまでの改革、最も極端に言えば廃止ということになるのですが、そこをどこまでが当面の課題であるかということについては、いろいろな意見が出されている。それを報告にどう反映させるかということなのだと思います。

私自身は、ふるさと納税という制度は、極端なことを言えば、全面的に廃止すべきだと考えています。しかし、それを言ってしまえばおしまいなので、それをそのまま報告に書くということには、当面はならない。多くの委員の方々が、それぞれ工夫して、いろいろな意見を言われているので、それを生かしつつ、今、宮本委員の言われたことも含めて、現状をよりよくしていくという視点が必要なのだろうし、先ほど松原委員と宮本委員から共通して言われたことは、恐らくふるさと納税というものが出来た背景にある「地方創生」という政策課題について、東京都はどう考えるのか、あるいは都税調はどう考えるのか、そのような観点の記述、見解が増えると、より説得力が増すのかなと感じたところがございます。

昨年度の報告において、いろいろな提案を列挙する形で書かせていただいたのですが、今年はそれをどのようにまとめていけるのか。あるいはまとまらず、また列挙することになるのか、分かりませんが、そこも含めて、更に御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

**【金井委員】** 今、会長がおっしゃられた廃止論というのは決して本当は極端ではなく、それは本筋であり、それが極端だと思われるという政治情勢自体が、非常に残念なことだとは思っています。そういう中で具体的に問題点を指摘して、どのように言えば説得力が高まるのかということとずっと、東京都とか、特別区とか、あるいは都税調も考えてきていると思うのです。ただ、同時に、議論の場をつくるためには、東京都側として、一方的に行う措置というのを最初にやらないと、相手はいつまでたっても議論に乗ってこない。その意味で、何らかの形でふるさと納税に対して対抗措置を取るということはやらないと、恐らくいつまでたっても、議論をしていけばいろいろな意見がありますよね、で終わります。たまに総務省が少し改革をしますが、改革をするとまたサイト業者などが抵抗するという、そういう論争が起きます。東京都が措置を取ることにより論争が起き、その際に現在までやってきたような理論武装が初めて真面目に取り上げてもらえるというようなことになると思うので、何らかの、東京都側が一方的にできる措置をどのようにしていくのかということだと思っております。

したがって、そのような一方的な措置が現行地方税法上、可能かどうかという話は、例の結局、銀行税の苦しい出はあるかもしれませんが、一応、一方的な措置をすることにより外形標準というアジェンダを

設定したと。それには東京都はかなりコストを払いましたが、アジェンダ設定と外形標準改革はできました。ふるさと納税についても、何らかの形、返礼品に相当するものに対する課税ができないか、返礼品に相当する金額は寄附控除から外すなど、国に頼まずにできることをやらないと、恐らく議論の俎上に乗らないではないかと。

ふるさと納税は、やはり既得権益者といいますか、受益者が非常に広く蔓延していますので、表から議論をすれば必ずそれに跳ね返されるというのは目に見えているということがあるので、何らかの措置を行うしかないのではないかと考えています。もちろん、対抗的にクラウドファンディング型をやるとか、もう一つは東京都が莫大な返礼品を出すふるさと納税を、自分の方から立ち上げ、言わば対抗措置を取ると。要するに貿易紛争とかであるようなことです。対抗措置を取らない限り、幾ら正論を言っても、ああそうですかという話なので、何らかのことをしない限り動かないのではないかと。ずっと議論をしているというところはあります。

2点目は、ただ、非常に都税調の立場でいろいろ問題なのは、例の偏在是正措置です。東京都がずっとネガティブなことを取っていましたが、やはり先ほどもあった東京と地方圏の格差の議論をする上では、ふるさと納税をやめるのであればどうするのかという意味では、私個人的にはやはり偏在是正に対してもっと積極的に都側は言わないとならないのではないかと考えています。正面から偏在是正措置を言えないのであれば、ふるさと納税で奪うしかないという地方側に反論されてしまいます。現実的には東京都に住んでいる富裕層がふるさと納税で最も得をしているので、本当は真の論争相手といいますか、真の受益者は表に出てこないのです。本当の公平問題は東京都民のなかの富裕層と非富裕層との関係ですが、ふるさと納税では見えない形になっているので、そこは一步出ないと難しいかなと思います。前提としては議論の俎上に載せるためには、何らか、都が国に頼まずにできることをやらない限り、恐らく動かないのではないかとというのが、ふるさと納税に関する考えであります。

それから、もう一つ、企業版ふるさと納税の方も、これはまた更に問題が大きいといえます。言わば企業が地方圏の自治体の政策を変えるという、一種の買収になりかけている仕組みです。これもただ言っているだけでは止まらないので、これもどう考えていけばいいのか。最近、福島県の国見町事件というのがあり、企業版ふるさと納税という形で、事実上、国見町という団体を經由する形で、一種のマネロンではないですが、資金が還流するという仕組みが、現行制度上、できてしまうという話もあったりします。こちらはこちらで議論を深めるとともに、もう少し何らかの対抗措置を取っていかないと、恐らく動かないだろうという気はしております。

ただ、それがいい方法があるのかどうか、さらに、対抗措置を取れば当然、訴訟とかのリスクを抱えざるを得ないので、かなり理事者層を含めた決断がいずれ必要になるので、そう簡単にはできないと思いますが、そういう気はしています。

**【池上会長】** ありがとうございます。いろいろな改革の中で、国に改革を求めるのか、それとも自分で、つまり都が自身でできる改革、対抗措置という表現がなされましたが、そのようなことを行動すべきなのか。そのようなところも含め、今回の議論、あるいは報告につなげていければと思います。ありがとうございます。

他に御意見をいただければ。阿部委員、どうぞ。

**【阿部委員】** 先生方の御議論を伺っておりまして、非常に勉強になりました。それを受けて、例えば東京都民が他の自治体に寄附をした際に、その寄附を受けた自治体から、東京都が流出した税収分を取り戻す仕組みのようなものができると、東京都では税収が減少しないことになると思います。制度が複雑になってくるとは思うのですが、そのような仕組みがもしできるのであれば、東京都は税収の損失を被らな

いのではないかと考えました。そのような措置ができるのかどうかということについても、また御意見等いただければと存じます。

そして、ふるさと納税は、国が主導する政策という観点からしますと、やはり地方が税収の損失を被るというのは問題でありますので、そういった意味で国の責任において、国税から、地方税の税収の損失分を差し引くといった制度に改めることができれば、特に東京都等の中央から税収が移転せずに済むのではないかなと思ったところがございます。

そのような仕組みができるのかどうかということも非常に難しい問題だと思いますが、検討する必要があるのではないかと思います。

また、先ほど宮本委員からお話しございましたが、例えば介護ですとか、子供の支援のための寄附のように、ある自治体の何々の事業に寄附するといったことが明確であれば、全て廃止するのではなく、そこについては、ふるさと納税という制度を生かし、活用していくような仕組みができるかどうかなど、ある程度維持していくという方向から議論できるのではないかと、先生方の御意見をお聞きして思ったところでございます。

ありがとうございました。

**【池上会長】** ふるさと納税をした際の、いわゆる税の税額控除について、地方税ではなく国税から差し引くのが本来の姿ではないか、国の政策なのであれば国税から引けということですが、先ほど工藤委員からの意見書にも記されていたことかと思えます。阿部委員の御発言は、それと共通する点があります。

それから、今お話しがございました自治体の独自の事業に対する純粋な寄附について、現在行われているような返礼品の問題とは別に、それについては認めるような仕組みもあり得るのではないかと、そのような御意見だったと思えます。そのような意味では新たな寄附金控除の制度に改良していく道はあるのかと、そういう提案ですので、そこも少し考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。予定している時間は大体来ておりますが、本日の段階でも、これで決まりというところにはなかなかいかないというのは、当然予想されたのですが、とはいえ、いろいろな御意見をいただきました。昨年の報告で書きました意見、あるいは改善策も含め、どういう形でまとめていくかということにつきまして、諸富小委員長と相談させていただきまして、改めて、後の小委員会で提案をさせていただきます。またそこで御意見をいただければと考えております。

それでは、このテーマについては以上とさせていただきたいと思えます。

それでは、最後に事務局から事務連絡、それから次回の日程の説明をお願いします。

**【柳澤税制調査課長】** 本日の議事録を後日ホームページにて公表いたします。掲載前に、発言内容の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第3回小委員会の日程についてお知らせいたします。次回は8月20日火曜日午後4時30分から午後6時30分まで、2時間の予定で開催させていただきます。

事務局からは、以上となります。

**【池上会長】** それでは、本日の会議はこれで終了いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして第2回の小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —